

令和7年6月

関係各位

門司税関

### 博多税関支署における通関事務処理体制の一部変更について

平素から税関行政に深いご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

門司税関博多税関支署通関部門におきましては、①令和7年7月1日及び②同年10月12日から下記のとおり、機構を改正し、通関事務処理体制の一部及び勤務先を変更することとしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1 機構改正及び事務処理体制の変更（変更箇所：下線部）

部門名	現 行		① 7月1日～		② 10月12日～
	部門コード	担当	部門コード	担当	担当
通関第1部門	01	輸出入貨物（01～24類）	01	輸入貨物（01～24類）	輸入貨物（01～24類） ※定率法§3の3、 §14-18適用のものを 含む。以下、通関第4 部門まで同じ。
通関第2部門	02	輸出入貨物（25～71類、 <u>380、381、カルネ</u> ）	02	輸入貨物（25～71類、381、カルネ）	輸入貨物（25～71類、381、カルネ）
通関第3部門	04	輸出入貨物（72～97類）	04	輸入貨物（72～97類）	輸入貨物（72～97類）
通関第4部門	05	輸入貨物（定率法§3の3、§14-18適用のもの） <u>輸出貨物（一万円以下のもの）</u>	05	輸入貨物（定率法§3の3、§14-18適用のもの）	輸入貨物（ <u>通信販売貨物<sup>1</sup>・SP貨物（含むMF貨物）</u> ）
通関第5部門（輸出）	—	—	<u>35</u>	<u>輸出貨物（01～97類、380、381、カルネ）</u>	（変更なし）

<sup>1</sup> 関税法施行令第59条第1項第6号（通信販売貨物）に該当する場合は宛先部門コードを「05」（通関第4部門）に上書きしてください。

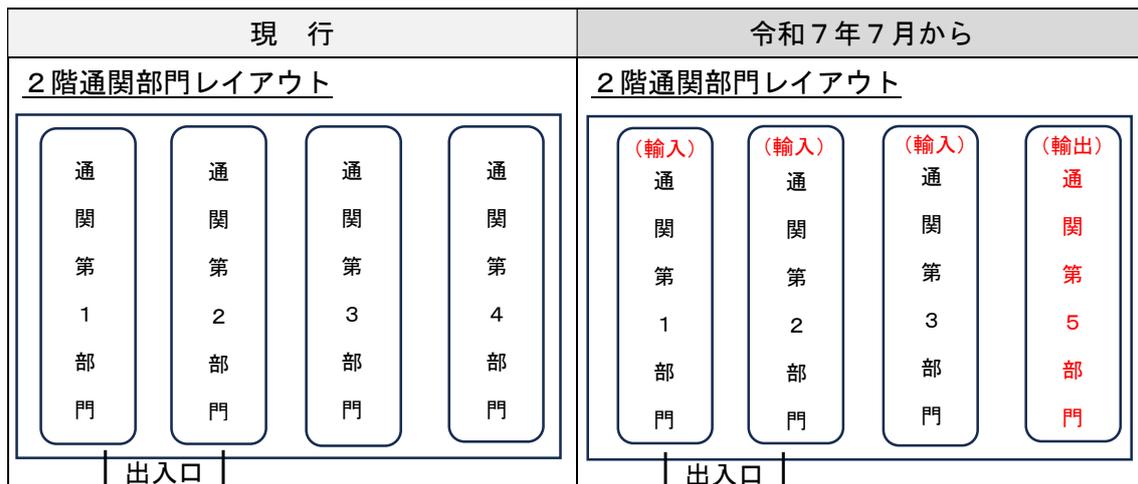
<sup>2</sup> 380、381及びカルネについて、輸入の380は収納課が、輸入の381及びカルネは通関第2部門が、輸出の380、381及びカルネは通関第5部門が担当します。

## 2 勤務先の変更等

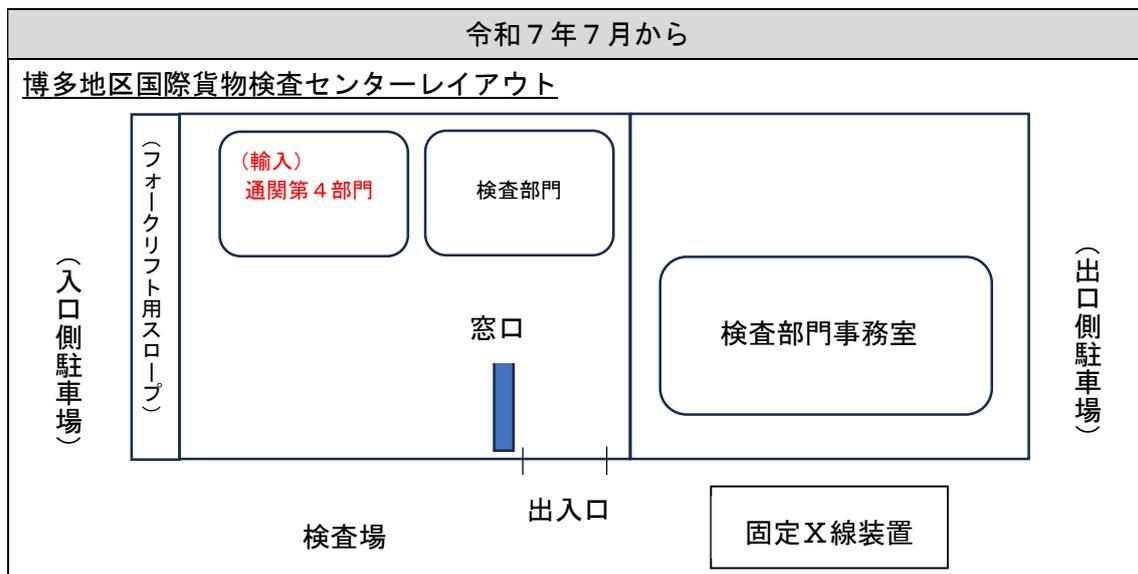
現 行		令和7年7月から	
部門名	所在地等	部門名	所在地等
統括審査官 (通関第4)	〒812-0031 福岡市博多区沖浜町 8-1 福岡港湾合同庁舎 2階 【電話番号】 092-263-8354	統括審査官 (通関第4)	〒813-0018 福岡市東区香椎浜ふ頭 2-4-1 博多地区国際貨物 検査センター 【電話番号】 092-663-5625
—	—	統括審査官 (通関第5)	〒812-0031 福岡市博多区沖浜町 8-1 福岡港湾合同庁舎 2階 【電話番号】 092-263-8354

## 3 レイアウト変更

(合同庁舎)



(博多地区国際貨物検査センター)



4 申告書の宛先、提出先部門及び貨物の検査についての留意点

(1) 6月30日までに輸出申告された区分1申告書の7月1日以降の提出先について

通関第5部門に提出してください。(※書面で提出する場合)

(2) 6月30日までに輸出申告に係る事項登録(EDA)を行い、7月1日以降に輸出申告(EDC)する申告書の宛先、提出先について

通関第5部門となりますので、宛先部門を「35」に変更のうえ提出してください。

6月30日までに輸出申告(EDC)した区分2以上の申告は、6月30日中に宛先部門へ提出(電子申告においてはMSX)願います。

(3) 審査中(保留)の輸出申告について

6月30日の業務終了時点で審査中(保留)となっている輸出申告については、7月1日以降、通関第5部門が担当します。

(4) 6月30日までに輸出申告の検査指定を受け、7月1日以降に検査が実施されるものについて

通関第5部門が実施します。現場検査及び検査場検査については再度日程等を確認させていただきます。見本検査については通関第5部門あてにご提示ください。

	宛先部門コード			
	種別	現行	7/1~	・6/30 までに行った輸出申告に係る事項登録(EDA)を7/1以降に本申告(EDC)
通関第1部門	輸入	01	変更なし	—
	輸出		—	35
通関第2部門	輸入	02	変更なし	—
	輸出		—	35
通関第3部門	輸入	04	変更なし	—
	輸出		—	35
通関第4部門	輸入	05	変更なし	—
	輸出		—	35
通関第5部門	輸入	—	—	—
	輸出		35	—

(連絡先)

博多税関支署

総務課：092-263-8331

通関総括第1部門：092-263-8260